

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループの設置について（案）

（ 令和元年 月 日
新しい時代の初等中等教育
の在り方特別部会決定 ）

初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会運営規則
（令和 年 月 日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育
分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会に次の審議組織を設置す
る。

1 新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ （所掌事務）

新しい時代の高等学校教育の在り方に関する重要事項を調査審議すること。